

○豊橋市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

令和5年12月15日

議会規則第2号

豊橋市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、豊橋市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和5年豊橋市条例第45号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（第1号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて別に議長が定めるものにより行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（第2号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて別に議長が定めるものにより行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（この条及び次条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して14日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、執務時間中にすることができる。

2 議長は、前項に規定する場所及び時間を公表しなければならない。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、第1項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、第1項及び前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(期限等の特例)

第5条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、豊橋市の休日を定める

条例（平成3年豊橋市条例第3号）第1条第1項各号に規定する日（次項において「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条第1項関係）

年 月 日

豊橋市議会議長 様

豊橋市議会議員 _____

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である 場合はその旨）	昨年度（会計年度） に支払を受けた額 （円）

支払を受けた総額	円
----------	---

(注) 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

第2号様式（第2条第2項関係）

年 月 日

豊橋市議会議長 様

豊橋市議会議員 _____

訂正届

豊橋市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由